

公判対応要領の制定について（通達）

平成 10 年 4 月 28 日

熊捜一甲第 469 号

〔沿革〕 平成 19 年 3 月熊警第 277 号改正

【概 要】

本通達は、公判対応を必要とする対象事件、公判対応責任者等の任務を定め、的確な公判対応を実施することにより、無罪事件等の絶無を期することを目的とした「公判対応要領」について定めたものである。